東三河都市計画用途地域の変更 （豊橋市決定）

都市計画用途地域を次のように変更する。

種　類	面　積	建築物の容積率	建築物の建蔽率	外壁の後退距離の限度	建築物の敷地面積の最低限度	建築物の高さの限度	その他及び備　考
第一種低層住居専用地域	約　14 ha	5/10以下	3/10以下	―	―	10m	0.3%
	約　653 ha	10/10以下	6/10以下	―	―	10m	10.6%
小　計	約　667 ha						10.9%
第二種低層住居専用地域	約　76 ha	10/10以下	6/10以下	―	―	10m	
小　計	約　76 ha						1.2%
第一種中高層住居専用地域	約　1,073 ha	20/10以下	6/10以下	―	―	―	
小　計	約　1,073 ha						17.3%
第二種中高層住居専用地域	約　108 ha	20/10以下	6/10以下	―	―	―	
小　計	約　108 ha						1.7%
第一種住居地域	約　1,242 ha	20/10以下	6/10以下	―	―	―	
小　計	約　1,242 ha						20.0%
第二種住居地域	約　255 ha	20/10以下	6/10以下	―	―	―	
小　計	約　255 ha						4.1%
準住居地域	約　56 ha	20/10以下	6/10以下	―	―	―	
小　計	約　56 ha						0.9%
近隣商業地域	約　298 ha	20/10以下	8/10以下	―	―	―	4.8%
	約　58 ha	30/10以下	8/10以下				0.9%
小　計	約　356 ha						5.7%
商業地域	約　81 ha	40/10以下	8/10以下	―	―	―	1.3%
	約　25 ha	50/10以下	8/10以下	―	―	―	0.4%
	約　39 ha	60/10以下	8/10以下	―	―	―	0.6%
小　計	約　145 ha						2.3%
準工業地域	約　800 ha	20/10以下	6/10以下	―	―	―	
小　計	約　800 ha						12.9%
工業地域	約　403 ha	20/10以下	6/10以下	―	―	―	
小　計	約　403 ha						6.5%
工業専用地域	約　1,022 ha	20/10以下	6/10以下	―	―	―	
小　計	約　1,022 ha						16.5%
合　計	約　6,203 ha						100%

「種類、位置及び区域は計画図表示のとおり」

理由

野依台二丁目地区は、戸建て住宅や集合住宅が連なる住居地域が広がる地区であり、将来の土地利用等を総合的に勘案し、適切な用途地域へ変更するものである。